

「アドミュージアム東京」デジタルデータ 貸出要項

(趣旨)

第1条 本要項は、公益財団法人吉田秀雄記念事業財団の「アドミュージアム東京」が所蔵する広告資料及びその他の所蔵資料のデジタルデータ（以下「デジタルデータ」という）の貸出について必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 デジタルデータを借り受けることができる者は、公益財団法人吉田秀雄記念事業財団の定款に定める事業目的に照らし適切と判断できる団体（主に出版機関、報道機関、及び教育研究機関等）とし、原則として個人への貸出は行わない。但し、事務局長が特別の事由があると認めた場合はこの限りではない。

(貸出手続)

第3条 デジタルデータの貸出は次の各号に掲げる手続きに基づき行う。

- (1) 借用申請者（以下「借用者」という）は、本要項を承諾の上、所定の「資料借用・使用申込書」に記入し、使用目的の詳細がわかる企画書を添えて、「アドミュージアム東京」担当事務局次長（以下「貸出責任者」という）へ提出する。
- (2) 「アドミュージアム東京」貸出責任者が資料の貸出を承諾したときは、借用者に当該資料のデジタルデータとともに「資料（デジタル画像）貸出承諾書」を交付する。承諾にあたって貸出責任者が必要と判断した場合は、事務局長の承認を得るものとする。

(貸出範囲)

第4条 次の各号に掲げる資料は、デジタルデータの貸出を行わない。

- (1) 所蔵資料データベースに画像が表示されない資料
 - (2) 動画資料・音声資料
- ただし、ACC・CM情報センターへ使用の申込を行った資料についてはこの限りではない。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日より1ヵ月以内とし、使用後のデジタルデータは借用者が責任を持って全て消去・破棄するものとする。

(貸出点数)

第6条 1件の貸出点数は、10点以内とする。

(使用条件)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製物の譲渡、転貸を行わないこと。

- (3) 画像の加工・部分使用等、改変を行わないこと。
- (4) 著作権・肖像権等の権利処理は借用者が責任をもって行うこと。
- (5) 使用する際は、掲載図版と照合できる形で所蔵先を明記すること。
＜例＞ 「所蔵：アドミュージアム東京」
- (6) 掲載出版物・放送内容物・展示記録写真等の掲載見本を提供すること。(記録保存用1部)
- (7) その他詳細については、「アドミュージアム東京」の指示に従うこと。

(費用)

第8条 デジタルデータの貸出は、原則、無料とする。

(特約事項)

第9条 貸出内容により特約事項の生じる場合は、申込み時に通知する。

附則

- 1 この貸出要項の改廃は専務理事の承認を得て行い、専務理事が重要と判断した場合は理事長の承認を得てこれを行う。
- 2 この要項は、2002年12月1日から施行する。

要項変更年月日

施行 2002年12月1日
改定 2017年12月1日
改定 2019年7月1日
改定 2020年2月1日
改定 2021年4月1日